

佐世保工業高等専門学校ソフトウェア管理規程

(平成27年4月3日制定)

(目的)

第1条 佐世保工業高等専門学校におけるソフトウェアの利用及び適切な管理については、独立行政法人国立高等専門学校機構サイバーセキュリティポリシーに係るソフトウェア管理規則（機構規則第94号。以下「機構規則」という。）によるもののほか、この規程の定めるところによる。

(ソフトウェア管理担当者)

第2条 機構規則第6条に基づき、ソフトウェア管理責任者が指定するソフトウェア管理担当者（以下「管理担当者」という。）及びその管理する範囲は、別表のとおりとする。

2 前項で定める各管理担当者を総括するソフトウェア総括管理担当者（以下「総括管理担当者」という。）は、総務課長をもって充てる。

(購入手続き)

第3条 教職員等がソフトウェアを購入する場合は、管理担当者の許可を得て、総務課契約係に購入依頼を行うものとする。

(管理)

第4条 各管理担当者は、機構規則第8条に基づき、納入されたソフトウェアの検品をするとともに、ソフトウェアのオリジナルディスク、使用許諾契約書及びライセンス証明書等の適切な管理を行うものとする。

(報告)

第5条 総括管理担当者は、機構規則第9条の様式に基づき、管理責任者が定める時期に、ソフトウェアの導入状況を、管理担当者に報告させなければならない。

2 総括管理担当者は、報告の結果、著作権を侵害する行為があると認めたときは、直ちに管理責任者に報告しなければならない。

(事務)

第6条 ソフトウェア管理に係わる事務は、情報処理センター及び総務課情報サービス係において処理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月3日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年3月30日）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和４年６月１日から施行する。

附 則

この規程は、令和５年１１月７日から施行する。